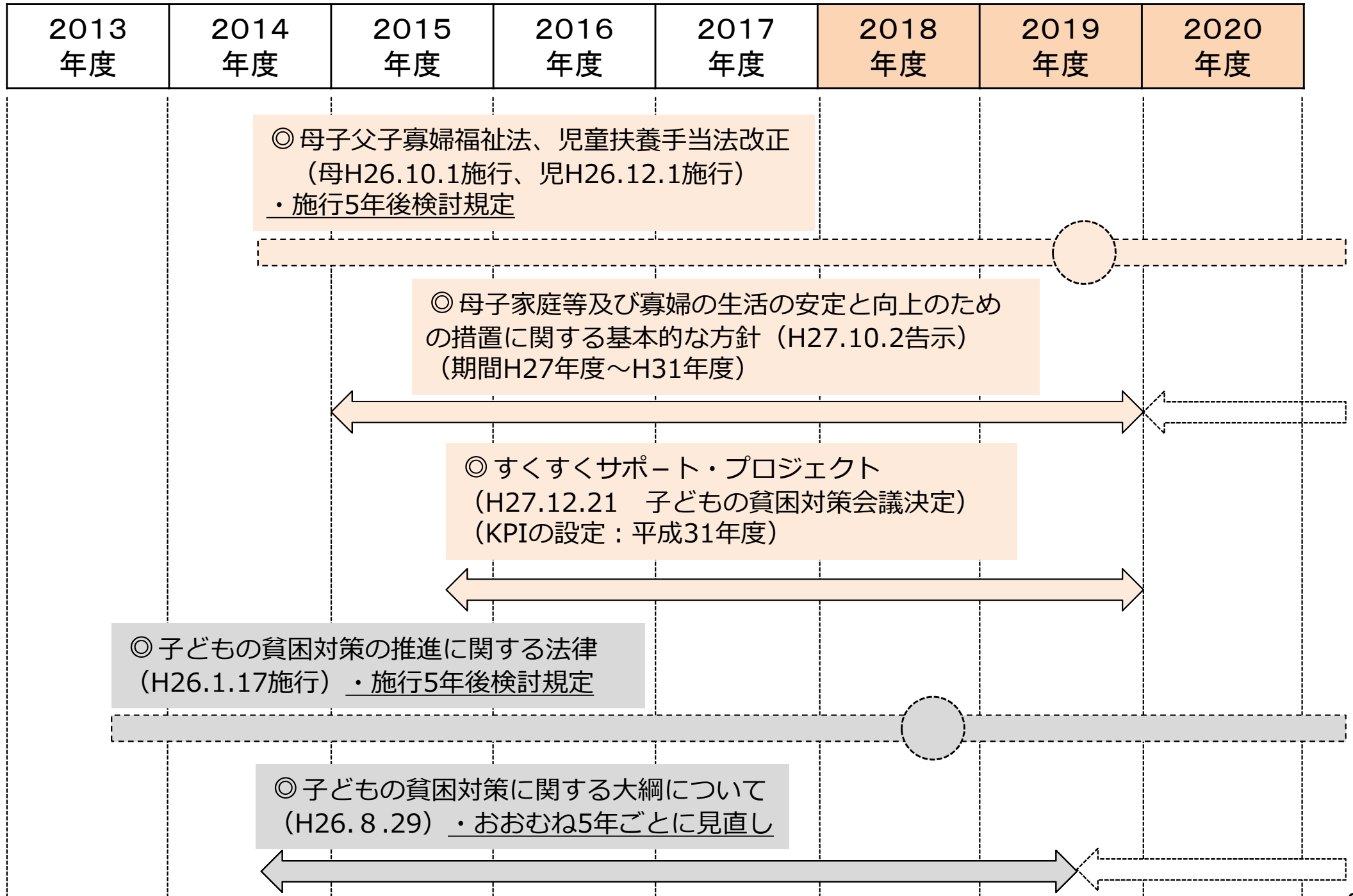


ひとり親家庭への支援施策等について

ひとり親家庭への支援施策等に係る近年の状況

| | |
|-----------|--|
| 平成 26年 | <ul style="list-style-type: none">○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の成立（平成26年1月17日施行）<ul style="list-style-type: none">・ 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。・ 法の附則に施行5年後の見直し検討規定が設けられる。 ○ 子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）<ul style="list-style-type: none">・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき定められる。・ おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する。 ○ 母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の改正（平成26年10月1日、平成26年12月1日施行）〈別添1参照〉<ul style="list-style-type: none">・ 平成25年8月の「中間まとめ※」の課題への対応や子どもの貧困対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援策を強化。 ※ 社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会「中間まとめ」・ 母子及び寡婦福祉法の改正（平成26年10月1日施行） ひとり親家庭への支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大を行い、法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。・ 児童扶養手当法の改正（平成26年12月1日施行） 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。・ 改正法の附則に施行5年後の見直し検討規定が設けられる。 |
| 27年 | <ul style="list-style-type: none">○ 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針<ul style="list-style-type: none">・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条第1項の規定に基づく基本方針を定める。（平成27年10月2日、厚労告417）・ 基本方針の対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間。 ○ すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）〈別添2参照〉<ul style="list-style-type: none">・ 平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定・ 就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援の充実を実施。 |
| 28年 | <ul style="list-style-type: none">○ 児童扶養手当法の改正（児童扶養手当の機能の拡充）（平成28年8月1日施行）〈別添3参照〉<ul style="list-style-type: none">・ 第2子加算額を5,000円から最大10,000円に、第3子以降加算額を3,000円から最大6,000円に増額。・ 加算額についても、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逡減させる。（※） ※ 支給額の逡減については政令改正。物価スライドは平成29年4月分から適用。 |

ひとり親家庭等への支援施策について(今後の検討課題等)



「中間まとめ※」で指摘された現状と課題

具体的な対応

支援施策全体の現状と課題

- ✓ 各家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が不十分。
- ✓ 地域により支援メニューに、ばらつきあり。
- ✓ 支援施策が知られず、利用が低調。
- ✓ 経済的に厳しい父子家庭も存在。

I. 相談支援体制の構築

《支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう相談支援体制を構築》

- 支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口の構築【予】
- 支援施策の広報啓発活動の強化【予・法】
- ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備【予・法】
- 父子家庭への支援の推進、施策の周知徹底【予・法】

個別の支援分野の現状と課題

II. 支援メニューの充実

① 就業支援

- ✓ 非正規雇用の者が多く、稼働所得が低い。
- ✓ 就業を希望しても就職できない者も多数。
- ✓ 就業・転職には資格取得が有効。
他方で、訓練と子育てとの両立が困難。

《安定した雇用による就労自立を実現》

- ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援【予】
- 就業支援関連事業等（就業支援講習会、相談関係職員の研修、自立支援プログラム策定等の拡充）の充実強化【予】
- 資格取得のための給付金の非課税化【税・法】

② 子育て・生活支援、子どもへの支援

- ✓ 就業・訓練と子育てとの両立が困難。
- ✓ 子どもへの影響（貧困の連鎖など）も懸念。

《就業等と子育ての両立及び子どもの健全育成を実現》

- 就職活動等の際の保育サービス（日常生活支援事業）の拡充等【予・法】
- 児童訪問援助員の派遣、学習支援ボランティア事業の拡充【予・法】

③ 養育費確保、④経済的支援

- ✓ 養育費等の取決め・履行は十分に進まず。
- ✓ 児童扶養手当の公的年金との併給制限の見直しや、母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大が検討課題。

《養育費確保支援を推進、経済的支援の機能を強化》

- 養育費、面会交流に関する周知啓発、連携した相談体制【予】
- 児童扶養手当の公的年金との差額支給【予・法】
- 母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大【予・法】

ひとり親家庭における子育て・就業の両立による就業自立、子どもの健全育成を実現。

※1 社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 中間まとめ(平成25年8月)

※2 【 】内の「予」は平成26年度予算で確保したもの、「税」は平成26年度税制改正が認められたもの、「法」は法律改正事項となるもの。

平成26年度のひとり親家庭支援施策の見直しについて

ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化。

※ 平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく見直し。

母子及び寡婦福祉法の改正

1. ひとり親家庭への支援体制の充実

- 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、①都道府県・市等による支援措置の計画的・積極的実施、周知、支援者の連携・調整、②母子・父子自立支援員（*3(2)参照）等の人材確保・資質向上、③関係機関による相互協力について規定。

2. ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

- (1) 就業支援の強化
高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化。 ※母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活を支援するための給付金。
- (2) 子育て・生活支援の強化
保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加。
子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」として法定化。
- (3) 施策の周知の強化
就業支援事業、生活向上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定。

3. 父子家庭への支援の拡大

- (1) 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。
- (2) 母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

児童扶養手当法の改正

4. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

- 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。

施行期日

- (1) 1～3については、平成26年10月1日に施行。
- (2) 4については、平成26年12月1日に施行（平成27年4月から支払い）。

**「すくすくサポート・プロジェクト」
(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)**

「I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」について

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。



平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定



すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。**

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など



平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。

引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

- 昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍（母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯）
- 母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等
- 母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

- ◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

⑤ 住まいを応援

- ◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

⑥ 社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

児童扶養手当法改正法が成立
平成28年通常国会において

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（全体像）

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

- ワンストップ相談体制整備
- 窓口の愛称・ロゴマークの設定
- 相談窓口への誘導強化
- 携帯メールによる双方型支援
- 集中相談体制の整備 等

生活を応援

1 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

2 児童扶養手当の機能の充実

- 第2子・第3子加算額を倍増

3 養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談
- 離婚届書等の交付時に養育費の合意書ひな形も同時交付
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討 等

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- 利率の引き下げ

5 保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減

学びを応援

1 教育費の負担軽減の推進

- 幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実
- 大学等奨学金事業の充実 等

2 子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実
- 地域未来塾の拡充
- 官民協働学習支援プラットフォームの構築 等

3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

- SSWの配置拡充
- 訪問型家庭教育支援の推進 等

社会全体で応援

1 子供の未来応援国民運動の推進

- 支援情報ポータルサイトの準備 等

2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

- 「地域応援子供の未来応援交付金」創設

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

- 高等職業訓練促進給付金の充実
- 高等職業訓練促進資金貸付事業創設
- 自立支援教育訓練給付金の充実 等

2 ひとり親家庭の就労支援

- 出張ハローワークの実施
- マザーズハローワークでの支援
- 企業への助成金の活用・拡充 等

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コース等の創設
- 職業訓練におけるeラーニング
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進 等

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- 公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援 等

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト①

支援につながる

自治体の窓口のワンストップ化の推進

⇒平成31年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間150万件

- ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備。
- ひとり親家庭の相談窓口の認知度を高めるため、**窓口の愛称・ロゴマークを設定**。
- 自治体内の各窓口における連携、支援ナビの活用、スマホ等で検索できる支援情報ポータルサイトの活用により、ひとり親支援の**相談窓口への誘導を強化**。
- ひとり親の携帯メールアドレスを登録し、自治体からの定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約を受け付ける**携帯メールを活用した双方向型の支援**を実施。
- 児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）**等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる**集中相談体制の整備**を支援。

【その他】

- 自治体の窓口における相談の水準の向上（アセスメントシートの開発、研修の充実等）
- ひとり親家庭が必要な支援につながるよう、関係する支援機関（子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、婦人相談所、ハローワーク等）と連携した支援の強化
- 生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進

子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりの実施。
⇒可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供

児童扶養手当の機能の充実

- 児童扶養手当の第2子加算額を現行の5,000円から10,000円へ、第3子以降加算額を現行の3,000円から6,000円へそれぞれ倍増する。
 - ※ 収入に応じて支給額を逡減し、低所得者に重点を置いた改善（第1子分と同じ取扱）
 - ※ 平成28年8月分から拡充（平成28年12月から支給）
- 上記と併せて、不正受給防止対策、養育費の確保や自立のための活動の促進などの取組を行う。

養育費の確保支援

- **地方自治体での弁護士による養育費相談の実施**
⇒平成31年度までにすべての都道府県・政令市・中核市で実施
- **離婚届書の交付時に養育費の合意書ひな形も同時に交付**
⇒離婚届書のチェック欄「取決めをしている」の割合を70%にする
- **財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討**

母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

○ひとり親に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を引き下げ。（注）保証人ありの場合は無利子（現行）

年利1.5%（現行） → 1.0%

多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

○年収約360万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を実施する。

○年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第1子半額、第2子以降無償化を実施する。

【その他】

○日常生活支援事業の充実

⇒平成31年度までにひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数を年間1万人（平成25年度4608人）

○ショートステイ・トワイライトステイの充実

⇒平成31年度までにショートステイの利用人数を年間延べ16万人（平成26年度見込7万人）、トワイライトステイの利用人数を年間延べ14万人（平成26年度見込5万人）

○母子生活支援施設のひとり親家庭支援拠点としての活用

⇒平成31年度までにひとり親支援拠点として活用されている施設を100施設

○児童家庭支援センターの相談機能の強化

⇒平成31年度までに340箇所（平成26年度104箇所）

○生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充

○沖縄における居場所づくりと支援員の配置

教育費負担の軽減

- **幼児教育の無償化へ向けた取組の段階的推進**
多子世帯・低所得世帯への負担軽減
- **フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援**（モデル事業の実施）
- **高校生等奨学給付金事業の充実**
非課税世帯への給付額増額
- **大学等奨学金事業（無利子奨学金事業）の充実**
無利子奨学金の貸与人員増員、ひとり親家庭・多子世帯への重点支援
- **大学等の授業料減免の充実等**

子供の学習支援の充実

- **高等学校卒業程度認定試験合格支援事業※の対象追加** ※合格のための講座の受講費用の6割（上限15万円）を支給
ひとり親家庭の親→ひとり親家庭の親及び子ども
- **生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実**（高校中退防止の取組強化、家庭訪問の強化）
⇒平成31年度までに年間3万人（実人数）に提供
- **地域住民の協力やICTの活用等による、中学生等に対する原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充**
するとともに、**新たに高校生へ対象を広げる**
⇒可能な限り早期に5,000中学校区で実施
- **地域における子供の学習活動へのICT活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」の構築**

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑤

学びを応援

学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

- スクールソーシャルワーカーの配置の拡充
⇒平成31年度末までに1万人（全中学校区に1人）配置
- スクールカウンセラーの配置の拡充
⇒平成31年度までに全公立小中学校（27,500校）に配置
- 家庭教育支援チーム等による、家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援の推進
⇒平成31年度までに訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等を増加させる（26年度283チーム）

【その他】

- 親の学び直し支援（家計管理等の講習会の開催、高等学校卒業程度認定試験を目指す親への学習支援）
- 生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外（平成27年10月から実施）
- 家庭環境等に左右されず学校に通う子供の学力が保障されるよう、教職員等の指導体制を充実
⇒貧困層の子供を多く抱える小中学校への教員等の追加配置などにより、きめ細かな指導を推進し、学校に通う子供の学力を保障する
- 青少年の「自立する」力応援プロジェクトの実施
⇒アンケート調査により、8割以上の参加者から「満足」の評価を得る

就職に有利な資格の取得支援

- **高等職業訓練促進給付金※の充実** ※資格取得のための養成訓練の受講期間に月額10万円を支給
 - ・支給期間の上限を延長（2年→3年）。（養成期間が3年間の資格（看護師等）も全期間支給可能に。）
 - ・対象資格の拡大（2年以上修学する資格→1年以上修学する資格）。（調理師や製菓衛生師も対象に。）
 - ・通信制の利用要件を緩和。
- **高等職業訓練促進資金貸付事業の創設**
入学準備金（50万円）・就職準備金（20万円）を貸付。（5年間継続して就業した場合には返済免除）
- **自立支援教育訓練給付金の充実**
訓練受講費用の2割（上限10万円）を助成 → 6割（上限20万円）を助成

ひとり家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン～

- **出張ハローワーク！の実施**
8月の現況届提出時期に、自治体にハローワークの臨時相談窓口の設置、常設窓口へ誘導等。
- **マザーズハローワークでの支援**
ひとり親の就職支援担当の専門相談員及び職業訓練担当の専門相談員を配置。
- **企業への助成金の活用・拡充**
試行雇用から長期雇用につなげる道を拡大。（トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用）

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑦

仕事を応援

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- **求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コースや短時間訓練コース（約4時間／1日）の創設**
既に両コースを実施している公共職業訓練においても拡充。
- **職業訓練における eラーニングの活用促進**
子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、職業訓練におけるeラーニングの活用を促進。
- **ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進**
ひとり親を含む労働者のキャリアアップ等を促進するため、ジョブ・カードを活用し、雇い入れと実践的な訓練をセットにした雇用型訓練の倍増に向けた取組を推進。

非正規雇用労働者の育児休業取得促進

- 育児・介護休業法における非正規雇用労働者にかかる育児休業取得要件の見直し

【その他】

- 母子父子自立支援プログラム策定事業の充実（アフターケアの強化）
⇒ 平成31年度までにプログラムの策定件数を1万件（25年度7175件）

ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

○公的賃貸住宅等におけるひとり親家庭・多子世帯等の居住の安定の確保

- ・公営住宅における優先入居、入居者の収入算定上の寡婦（夫）控除適用対象の非婚の母（父）への拡大
- ・地域優良賃貸住宅におけるひとり親家庭・多子世帯等への支援の拡充 等

○ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進

民間賃貸事業者団体と連携して、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促進。

○生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

○新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援を実施。

転居を希望するひとり親家庭等に、支援情報ポータルサイトにおいて、各自治体におけるひとり親家庭支援施策等を情報提供。

「子供の未来応援国民運動」の推進

- 各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトの整備
⇒既に公開している国、都道府県、政令市の支援情報に加え、平成28年度中には全市町村の支援情報についても提供する。
- 支援ニーズと支援活動のマッチング事業や地域における交流・連携事業による応援ネットワークの形成
- 寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集し、草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行う「未来応援ネットワーク事業」等を実施

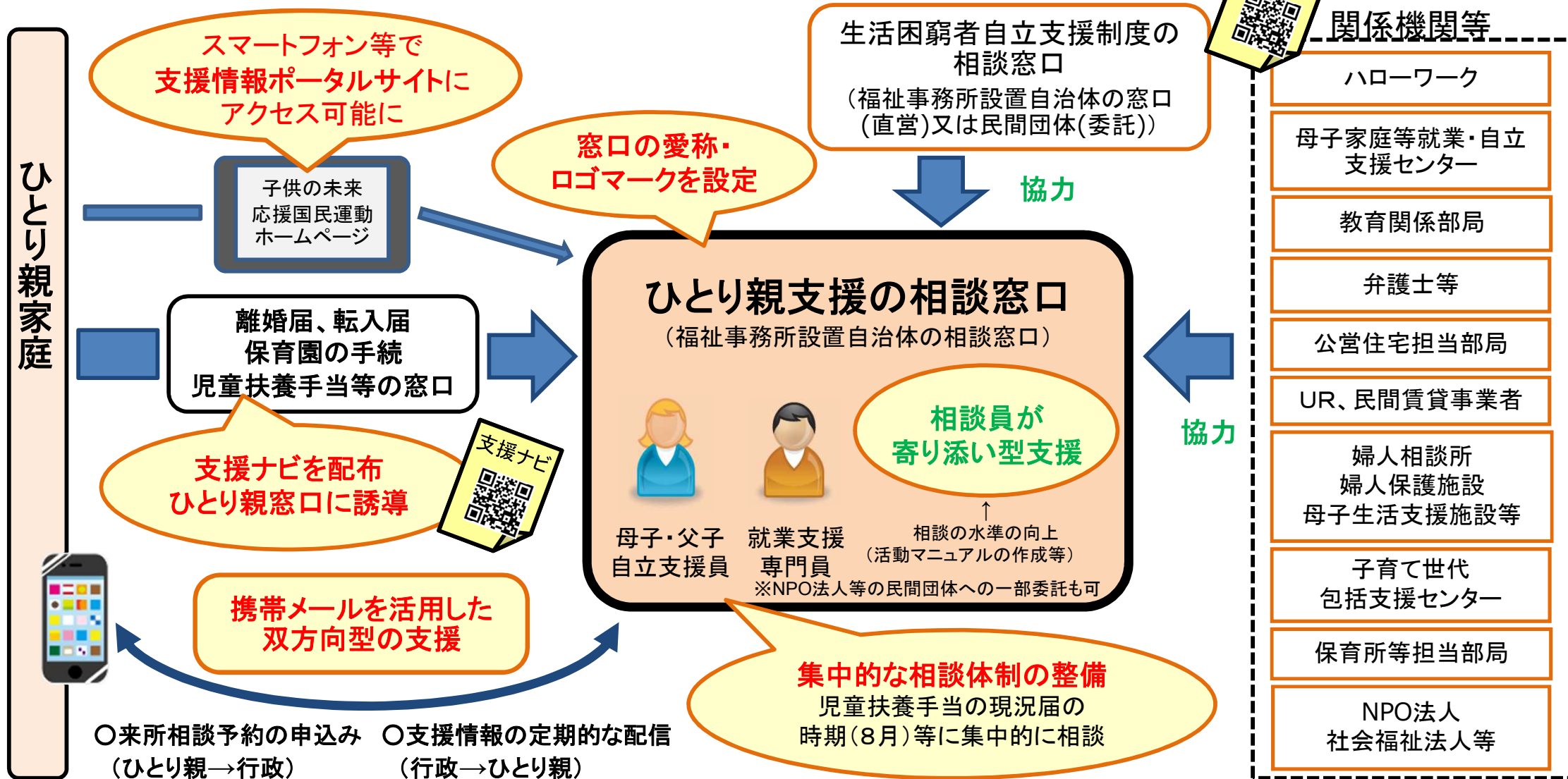
子供の未来応援地域ネットワーク形成支援（地域子供の未来応援交付金）

- 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設

參考資料

自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備



「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」 愛称・ロゴマーク

困難な状況にある親を含め、誰から見てもわかりやすく、相談に行けば支援につながるという共通イメージにより、支援を必要とするひとり親家庭等に対する支援に確実につなげていくことができるよう、プロジェクトの愛称・ロゴマークを、以下のとおり定めた。

通称

親と子どもたち一人ひとりのための
「**こどもの成長支援プロジェクト**」

愛称

親と子どもたち一人ひとりのための
「**すくすくサポート・プロジェクト**」
(略称：**すくサポ**)

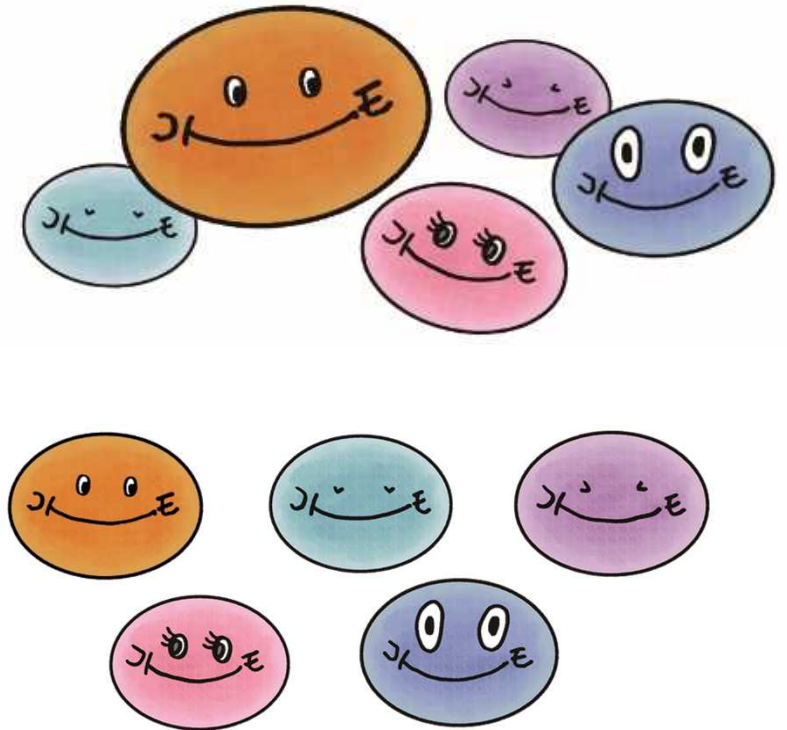
相談窓口名

親と子どもの住む 暮らす 学ぶ 働くを総合支援
「**こどもすくすくスクエア**」

相談員名

気づく 寄りそう つなげていく
「**こどもすくすくサポーター**」

ロゴマーク



※複数のマークのうち、1つのマークを単独で使うことも可能。

児童扶養手当法の一部を改正する法律の概要

別添 3

(平成28年5月2日成立、5月13日公布)

制度の概要

- 児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、支給される手当。児童扶養手当の額は、月額42,330円（平成28年度）。
- 児童の数に応じて、第2子については5,000円、第3子以降については3,000円の加算額が支給される。
- 手当額（加算額を除く。）については、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逡減させている。

改正の内容

- 児童が2人以上のひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的に、第2子に係る加算額を5,000円から10,000円に、第3子以降に係る加算額を3,000円から6,000円に見直す。
- 加算額についても、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逡減（※）させる。
（※）支給額の逡減は法改正事項ではなく、政令改正により対応。
- 平成28年8月1日施行（平成28年12月から支給）

(例) 母1人子3人の場合のイメージ図

